

会 議 録

公開	一部公開・非公開	非公開 部 分 理 由			
市民生活部長	市民課長	課長補佐	係長	係	文書管理責任者
	税務課長	課長補佐	収税管理係長	係	保存期間
					30 () ・ 10 ・ 5 ・ 3 ・ 1 ・ 随
健康福祉部長	健康保健課長	課長補佐	健康増進係長	係	作成日
					令和7年1月23日
/			係		
/			係	記録者所属	市民課 国保年金係
/			職・氏名 主任 渡邊 みちる 印		

会議等の名称	令和6年度第2回東御市国民健康保険運営協議会	開催日時	令和7年1月22日（水） 午後7時00分～午後7時45分
主催者(事務局)	市民課国保年金係	場 所	東御市役所本館2階 全員協議会室
		司会者	荒井市民課長
出席者	依和一会長、白石知恵子副会長、柄澤志津子委員、小野澤文利委員、竹村洋子委員、星山直基委員、関健委員、小林正悟委員、橋爪聖一委員、田丸基廣副市長、小松信子市民生活部長、寺田嘉彦健康福祉部長、武井淳一健康増進課長、小宮山久美税務課長、荒井秀夫市民課長、小山隆史収税管理係長、笹井涼子健康増進係長、上条由実国保年金係長、佐藤綾香主査、渡邊 (傍聴者あり)		
欠席者	なし		
議 題	(議題) (配布資料) ・ 委嘱書の交付 ・ 会長の選任 ・ 諮問 ・ 令和7年度国民健康保険税の税率改定について ・ 令和6年度東御市国民健康保険運営協議会 第2回会議次第 ・ 資料1「令和7年度国民健康保険税の税率改定について」 ・ 東御市国民健康保険税率について（諮問）		
決定事項 <small>(要点を箇条書き)</small>	・ 橋爪聖一委員（任期 令和7年1月～）に委嘱書を交付 ・ 会長に依和一委員を選任・承認 ・ 会議録署名委員 竹村洋子委員、星山直基委員 ・ 東御市国民健康保険税率についての諮問に対して、次回第3回東御市国民健康保険運営協議会で答申する。		
次回への検討事項	特になし		
次回開催	(日時) 令和7年2月5日（水）		(場所) 東御市役所本館2階 全員協議会室
討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容等)	
委嘱書の交付		推薦団体の任期により東御市区長会の依田和人委員が退任され、後任として東御市区長会から推薦された橋爪聖一委員に委嘱書を交付。	
1 開会			
2 あいさつ	副市長		
3 自己紹介			
4 会長の選任		出席委員の互選により、会長に依和一委員が選任された。	
5 諮問	副市長	令和7年度国民健康保険税の税率改定について諮問。	
6 審議事項		会長の指名により、会議録署名委員に竹村洋子委員、星山直基委員が選出された。	
		議題「令和7年度国民健康保険税の税率改定について」	

7 その他 8 閉会	事務局	資料1について説明。 県の国保運営方針により将来的には国保税の統一を目指す。東御市においては賦課方式を現行の4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から資産割を除いた3方式に移行するため資産割の段階的な縮小を行い、均等割額と平等割額の平準化を図る。 また、今後の課題について医療費抑制や収納率の向上について説明。
		質疑・応答
	委員	(資料1 6頁目) ①医療費抑制の取り組みについて、特定健康診査の受診率が下がっている理由は何か。 (資料1 6頁目) ②令和5年度の国民健康保険税の収納率が前年に比べ上がっているということだが、今年度の状況はどうか。
	事務局	①新規の受診者が少なくなっていることが減少の原因と考える。0.8ポイントの減とあるが、1%あたり50人程度の受診者数となり、その8割にあたるので令和5年度は40人程度の受診がなかったことになる。年間200人前後の新規の国保対象の方がいるので新規の方に一人一人電話にて特定健診の説明を行っているところ。改善策として次年度以降はQRコードを使った申し込み方法をより活発に行い、若い人や夜でも申し込みがしやすい形をとっていきたいと考えている。 ②今年度は前年度と同水準で推移しており、決算見込みは前年と同程度を目指している。
	委員	(資料1 6頁目) ①医療費抑制の取り組みについて、ジェネリック医薬品の周知はどのように行っているのか。 ②ジェネリック医薬品の制度が変わったと聞いたがどのように変わったのか。
	事務局	①国民健康保険の被保険者の方に国保年金係から年に2回(7月と1月末)に「後発医薬品利用差額通知」を送付しており、ジェネリック医薬品に移行することで現在使用している薬の負担額がどの程度下がるか示したものを通知している。その通知を見てジェネリック医薬品に切り替える被保険者の方もいる。 ②令和6年10月からジェネリック医薬品のある薬で先発医薬品の処方患者が希望する場合、先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1を患者が支払うという制度が変わった。先発医薬品を希望すると医療費の負担が今までより増えるような形になっている。医療費削減につながるため、ジェネリック医薬品を積極的に利用していただきたい。また事務局も周知を重ねていきたい。
	委員	国保税の改正に関して賦課限度額が来年度上がるとあったがどうなるのか。 今年度は軽減の範囲が拡大されたが、来年度はどうなるのか。
	事務局	厚生労働省は来年度の賦課限度額について、医療分は現在65万円のところ1万円増の66万円、後期高齢者支援金分は現在24万円のところ2万円増の26万円とする予定としている。介護分については現行通りの額ということで合計で賦課限度額は109万円となる。所得が高い方には今までよりもご負担いただくことになる。軽減の範囲については、5割軽減と2割軽減の対象となる所得を引き上げる予定となっているため軽減を受けやすくなる。また厚生労働省は政令を改正していないが、今年度中に改正する見通し。
	会長	市への答申については、諮問のとおり税率改定を適当とする方針でよいか。
		答申の方針について確認、異議なし。
	会長	異議なしのため諮問のとおり、税率改定を適当とする方針で事務局で答申書(案)を作成し、次回の運営協議会の中で確認することとする。
	事務局	次回の運営協議会の開催日時について連絡。
		議 長
	会議録署名人	印
	会議録署名人	印